

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

ポートキー
36号3階
郵便番号: 049825
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

中国税務更新

中国個人所得税の累計源泉徴収法の概要

2019年1月1日から、中国は新個人所得税法を施行しています。規定により、納税者が取得した給与・賃金所得に対して7級の超過累進税率が適用され、年別に個人所得税を合算し、月別による予納徴収の方式を実行して即ち累計源泉徴収法によって個人所得税を計算し納付します、そのうえ、所得を取得する実際の状況により翌年3月1日から6月30日までに合算清算納付を行わなければなりません。

2019年1月1日から、居住者個人は総合所得の課税所得額を計算する時、子女教育、継続教育、大病医療、住宅ローン利息、住宅家賃、及び高齢者扶養が含まれている六項特別付加控除を享受できます。

2018年末以来、中国税務部門が特別付加控除の政策について大量の宣伝を行って、大部分の納税者が特別付加控除に対して一定の理解を得て且つ申告を行いました。でも、税務部門は累計源泉徴収法という新たに実行された個人所得税の計算方式について必要な宣伝と普及を行いません。実は、累計源泉徴収の計算方式は企業のキャッシュフローに対しても個人のキャッシュフローに対しても比較的に大きな影響を与えます。

1. 累計源泉徴収法の定義

累計源泉徴収法とは、源泉徴収義務者が1納税年度において税額を予納徴収する時、納税者が本事業体において当月まで取得した給与・賃金所得の累計収入額から免税収入累計額、基礎控除累計額、特別控除累計額、特別付加控除累計額と法により確定したその他の控除項目の累計額を差し引いた後の残高を累計源泉徴収課税所得額とし、累計源泉徴収税額を計算し、更に減免税額累計額と既納源泉徴収税額の累計額を差し引き、その残額を当期の源泉徴収税額とします。

2. 累計源泉徴収法の適用範囲

源泉徴収義務者は居住者個人に給与・賃金所得等の総合所得を支給する時、累計源泉徴収法によって税額を計算し、毎月個人所得税を源泉徴収します。

累計源泉徴収法は居住者個人が給与・賃金所得を取得する時個人所得税を計算することだけに適用されて、非居住者個人は給与・賃金所得を取得する時、月毎又は都度通りに個人所得税を計算しなければなりません。

3. 累計源泉徴収法の計算式

当期の源泉徴収税額 = (源泉徴収課税所得額の累計額 × 源泉徴収税率 - 速算控除額) - 減免税額の累計額 - 既納源泉徴収税額の累計額

源泉徴収課税所得額の累計額 = 収入累計額 - 免税収入累計額 - 基礎控除累計額 - 特別控除累計額 - 特別付加控除累計額 - 法により確定したその他の控除項目の累計額

注 1: 当期の源泉徴収税額がマイナスとなる場合、税額は暫時還付されず、納税年度終了時に残高が依然としてマイナスである場合、納税者は総合所得の年度確定申告を行い、過不足税額の清算を行うことができます。

注 2: 年度源泉徴収税額と年度課税額が一致しない場合、居住者個人は翌年 3 月 1 日から 6 月 30 日までに税務署に年度確定申告を行い、過不足税額の清算を行います。

計算式の説明:

- (1) 基礎控除累計額は、5,000 元/月に納税者が当年度において本企業に当月まで勤務する月数を乗じて算出されます。
- (2) 特別控除累計額は、毎月の法定控除基準に基づき、納税者が当年度において本企業に当月まで勤務する期間の累計控除額によって算出されます。特別控除項目には、居住者個人が国の規定する範囲と基準により納付した基本養老保険、基本医療保険、失業保険などの社会保険費用、住宅積立金が含まれています。
- (3) 特別付加控除累計額は、申告した控除基準に基づき、納税者が当年度において本企業に当月まで勤務する期間の累計控除額によって算出されます。特別付加控除項目には、子女教育、継続教育、大病医療、住宅ローン利息又は住宅家賃、高齢者扶養の六つの支出が含まれています。
- (4) 法により確定したその他の控除項目の累計額は、毎月の法定控除基準に基づき、納税者が当年度において本企業に当月まで勤務する期間の累計控除額によって算出されます。その他の控除項目には、居住者個人が納付する国の規定に合致する企業年金、職業年金、個人が購入する国の規定に合致する商業健康保険、税込繰延型の商業養老保険の支出、及び国務院が控除と定めるその他の項目が含まれています。
- (5) 特別控除、特別付加控除と法により確定したその他の控除は、居住者個人の 1 納税年度の課税所得額を限度額とします; 1 納税年度に控除しきれない部分は、後年度に繰越し控除できません。

(6) 源泉徴収税率及び速算控除額、即ち給与・賃金所得に適用される個人所得税率表

級数	累計源泉徴収課税所得額	税率(%)	速算控除額
1	36,000 元以下	3	0
2	36,000 元以上 144,000 元まで	10	2,520
3	144,000 元以上 300,000 元まで	20	16,920
4	300,000 元以上 420,000 元まで	25	31,920
5	420,000 元以上 660,000 元まで	30	52,920
6	660,000 元以上 960,000 元まで	35	85,920
7	960,000 元以上	45	181,920

4. 累計源泉徴収法の具体例

「例 1」

社員 A は、2017 年入社し、2019 年毎月の給与が 11,000 元であり、基礎控除額が 5,000 元であり、「三险一金」(養老保険、医療保険、失業保険、住宅積立金)などの特別控除額が 1,700 元であり、住宅家賃特別付加控除額が 1,500 元であり、減免収入及び減免税額等がない場合、最初の三ヶ月を例にして、その源泉徴収税額の計算方法は以下の通りです。

1 月: $(11,000 - 5,000 - 1,700 - 1,500) \times 3\% = 84$ 元

2 月: $(11,000 \times 2 - 5,000 \times 2 - 1,700 \times 2 - 1,500 \times 2) \times 3\% - 84 = 84$ 元

3 月: $(11,000 \times 3 - 5,000 \times 3 - 1,700 \times 3 - 1,500 \times 3) \times 3\% - 84 - 84 = 84$ 元

更に計算すると、当該納税者の源泉徴収課税所得額の年間累計額は 33,600 元であり、3%の税率がずっと適用されていますから、毎月の源泉徴収税額が同じです。

「例 2」

社員 B は、2017 年入社し、2019 年毎月の給与が 40,000 元であり、基礎控除額が 5,000 元であり、「三险一金」(養老保険、医療保険、失業保険、住宅積立金)などの特別控除額が 6,000 元であり、子女教育費、住宅ローン利息、高齢者扶養費の三つの特別付加控除額が合計 3,000 元であり、減免収入及び減免税額等がない場合、最初の三ヶ月を例にして、その源泉徴収税額の計算方法は以下の通りです。

1 月: $(40,000 - 5,000 - 6,000 - 3,000) \times 3\% = 780$ 元

2 月: $(40,000 \times 2 - 5,000 \times 2 - 6,000 \times 2 - 3,000 \times 2) \times 10\% - 2,520 - 780 = 1,900$ 元

3 月: $(40,000 \times 3 - 5,000 \times 3 - 6,000 \times 3 - 3,000 \times 3) \times 10\% - 2,520 - 780 - 1,900 = 2,600$ 元

上述の計算結果によると、2 月の源泉徴収課税所得額の累計額が 52,000 元であり、10%の税率が適用されますから、2 月と 3 月の源泉徴収税額が引き上げられます。

5. 累計源泉徴収法と旧個人所得税計算方法の比較及び影響

2019年1月は特別付加控除政策を実施した初月です。張さんはある会社の管理職であり、自分が取得した給与が先月よりほぼ8,000元増えたことを発見しました。そして、給与明細書にはその個人所得税額が確かに先月より8,000元余り減ったことが表示されました。従って、張さんは、彼の申告した二つの特別付加控除項目による個人所得税の減額が数千元に達するかという疑問を持って、且つ財務人員の計算が間違うか否かと疑っています。

実は、張さんの給与に対して財務人員の計算は間違いません。実際に取得した給与が増えた主な原因は、個人所得税の計算方法の変更であり、毎月の納付制から累計源泉徴収法に変更されたからです。累計源泉徴収法によって、一部分の納税者の「個人所得税の減少、給与の増加」という現象が前期に現れますけど、これは一時的な仮象だけであり、この現象は1納税年度内にだんだん「個人所得税の増加、給与の減少」という現象に変わります。

旧の個人所得税の計算方法が当月の給与収入のみを対象としますが、累計源泉徴収法では、当年度の給与収入の累計額を対象とします。累計源泉徴収法の最も顕著な特徴は、毎月累計課税所得額が増加するのに伴い、適用税率が段階的に高くなる可能性があり、個人所得税もますます高くなる可能性があり、納税者が手に入れる実際の給与がだんだん減少する可能性があることです。

「例3」

社員Cは、毎月の給与が25,000元であり、その他の控除項目がない場合、新旧の計算方法によって、その個人所得税の計算が以下の通りです。

(1) 2018年旧の個人所得税の計算方法:

税期	給与収入	基礎控除	課税所得額	税率	速算控除額	個人所得税の課税額
1月	25,000	5,000	20,000	20%	1,410	2,590
2月	25,000	5,000	20,000	20%	1,410	2,590
3月	25,000	5,000	20,000	20%	1,410	2,590
4月	25,000	5,000	20,000	20%	1,410	2,590
5月	25,000	5,000	20,000	20%	1,410	2,590
6月	25,000	5,000	20,000	20%	1,410	2,590
7月	25,000	5,000	20,000	20%	1,410	2,590
8月	25,000	5,000	20,000	20%	1,410	2,590
9月	25,000	5,000	20,000	20%	1,410	2,590
10月	25,000	5,000	20,000	20%	1,410	2,590
11月	25,000	5,000	20,000	20%	1,410	2,590
12月	25,000	5,000	20,000	20%	1,410	2,590
合計						31,080

(2) 2019 年実行した新累計源泉徴収法

税期	給与収入 累計額	基礎控除 累計額	課税所 得額の 累計額	税率	速算控除額	予納する個 人所得税の 累計額	当期の納付 個人所得税
1月	25,000	5,000	20,000	3%	0		600
2月	50,000	10,000	40,000	10%	2,520	600	880
3月	75,000	15,000	60,000	10%	2,520	1,480	2,000
4月	100,000	20,000	80,000	10%	2,520	3,480	2,000
5月	125,000	25,000	100,000	10%	2,520	5,480	2,000
6月	150,000	30,000	120,000	10%	2,520	7,480	2,000
7月	175,000	35,000	140,000	10%	2,520	9,480	2,000
8月	200,000	40,000	160,000	20%	16,920	11,480	3,600
9月	225,000	45,000	180,000	20%	16,920	15,080	4,000
10月	250,000	50,000	200,000	20%	16,920	19,080	4,000
11月	275,000	55,000	220,000	20%	16,920	23,080	4,000
12月	300,000	60,000	240,000	20%	16,920	27,080	4,000
						合計	31,080

「例 4」

張さんはある会社の管理職であり、毎月の給与が 55,000 元であり、その他の控除項目がない場合、その個人所得税の計算が以下の通りです。

(1) 2018 年旧の個人所得税の計算方法:

税期	給与収入	基礎控除	課税所得額	税率	速算控除額	個人所得税の課税額	
1月	55,000	5,000	50,000	30%	4,410	10,590	
2月	55,000	5,000	50,000	30%	4,410	10,590	
3月	55,000	5,000	50,000	30%	4,410	10,590	
4月	55,000	5,000	50,000	30%	4,410	10,590	
5月	55,000	5,000	50,000	30%	4,410	10,590	
6月	55,000	5,000	50,000	30%	4,410	10,590	
7月	55,000	5,000	50,000	30%	4,410	10,590	
8月	55,000	5,000	50,000	30%	4,410	10,590	
9月	55,000	5,000	50,000	30%	4,410	10,590	
10月	55,000	5,000	50,000	30%	4,410	10,590	
11月	55,000	5,000	50,000	30%	4,410	10,590	
12月	55,000	5,000	50,000	30%	4,410	10,590	
						合計	127,080

(2) 2019 年実行した新累計源泉徴収法

税期	給与収入 累計額	基礎控 除累計 額	課税所 得額の 累計額	税率	速算控除額	予納する 個人所得税 の累計額	当期の納付 個人所得税
1月	55,000	5,000	50,000	10%	2,520		2,480
2月	110,000	10,000	100,000	10%	2,520	2,480	5,000
3月	165,000	15,000	150,000	20%	16,920	7,480	5,600
4月	220,000	20,000	200,000	20%	16,920	13,080	10,000
5月	275,000	25,000	250,000	20%	16,920	23,080	10,000
6月	330,000	30,000	300,000	20%	16,920	33,080	10,000
7月	385,000	35,000	350,000	25%	31,920	43,080	12,500
8月	440,000	40,000	400,000	25%	31,920	55,580	12,500
9月	495,000	45,000	450,000	30%	52,920	68,080	14,000
10月	550,000	50,000	500,000	30%	52,920	82,080	15,000
11月	615,000	55,000	550,000	30%	52,920	97,080	15,000
12月	660,000	60,000	600,000	30%	52,920	112,080	15,000
合計						127,080	127,080

本稿の中に挙げた例は比較的に簡単であり、二種の計算方法による毎月の個人所得税の増減変化に対する対比を目指しますためです。だから、給与収入から 5,000 元の法定基礎控除のみを差し引き、社会保険、住宅積立金及び特別付加控除等の項目を控除しなく、且つ納税者の毎月の給与が一致する場合で行われます。この場合は、二種の計算方法により算出される年間の個人所得税が一致しますが、二種の計算方法による年間の個人所得税総額の結果が必ず一致することを説明してはならず、納税者の毎月の給与が異なる場合は計算結果が違います。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

お電話: +852 2341 1444

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 6114 9414, +86 1521 9432 644

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

Skype: kaizencpa